

閲覧申請	情報提供申出	修正申出 ※誤記、記載漏れの所有者の住所変更など
<p>共通</p> <p>①林地台帳閲覧申請書（様式第2号）</p> <p>②窓口に来られた方の住所・氏名がわかるもの（原本） ※顔写真入り→1点（運転免許証など） ※顔写真無し→2点（保険証、年金手帳など）</p>	<p>共通</p> <p>①林地台帳情報提供依頼申出書（様式第3号）</p> <p>②窓口に来られた方の住所・氏名がわかるもの（原本） ※顔写真入り→1点（運転免許証など） ※顔写真無し→2点（保険証、年金手帳など）</p> <p>③申出に係る森林の土地の所有権を有していることを証する書面または申出に係る森林の土地に隣接する森林の土地の所有権を有していることを証する書面（登記事項証明書、納税通知書の写しなど） ※共有林については、他の共有者の同意がなくてもよい。</p> <p>森林の土地の所有者または隣接の森林の土地の所有者が相続人の場合は、遺産分割協議書、除籍・戸籍謄本または改製原戸籍謄本等が別途必要。</p>	<p>共通</p> <p>①林地台帳又は林地台帳地図の修正申出書（様式第6号）</p> <p>②窓口に来られた方の住所・氏名がわかるもの（原本） ※顔写真入り→1点（運転免許証など） ※顔写真無し→2点（保険証、年金手帳など）</p> <p>③修正申出に係る森林の土地の所有権を有していることを証する書面（登記事項証明書、納税通知書の写しなど）</p> <p>④修正事項を証する書類（登記事項証明書、売買契約書、遺産分割協議書または贈与契約書など。地図の修正の場合は、修正事項を証明できる図面。）</p> <p>森林の土地の所有者が相続人の場合は、遺産分割協議書、除籍・戸籍謄本または改製原戸籍謄本等が別途必要。</p>
<p>代理人（申請者＝森林の土地の所有者 と来庁者が異なる）の場合は、①②に加え、</p> <p>③委任状または代理人選任届など（任意の様式）の原本</p>	<p>代理人（申出者＝森林の土地の所有者または隣接の森林の土地の所有者 と来庁者が異なる）の場合は、①～③に加え、</p> <p>④林地台帳情報〔提供・修正〕申出同意書（様式第5号）またはその旨を証明できる書類の原本</p>	<p>代理人（修正申出者＝森林の土地の所有者 と来庁者が異なる）の場合は、①～④に加え、</p> <p>⑤林地台帳情報〔提供・修正〕申出同意書（様式第5号）またはその旨を証明できる書類の原本</p>
<p>申請者が法人その他の団体の場合で来庁者がその法人その他の団体の代表者の場合は、①②に加え、</p> <p>④法人その他の団体の所在、名称、代表者がわかるもの（会社の全部事項証明書など） ※代理人として申請する場合は、さらに③の提出が必要。</p>	<p>申出者が法人その他の団体の場合で来庁者がその法人その他の団体の代表者の場合は、①～③に加え、</p> <p>⑤法人その他の団体の所在、名称、代表者がわかるもの（会社の全部事項証明書など。ただし、森林組合や林業事業体などの担い手（森林経営計画認定者）は登記事項証明書に限る。） ※代理人として申出する場合は、さらに④の提出が必要。</p>	<p>修正申出者が法人その他の団体の場合で来庁者がその法人その他の団体の代表者の場合は、①～④に加え、</p> <p>⑥法人その他の団体の所在、名称、代表者がわかるもの（会社の全部事項証明書など） ※代理人として修正申出する場合は、さらに⑤の提出が必要。</p>
<p>申請者が法人その他の団体の場合で来庁者がその法人その他の団体の従業員（担当者）の場合は、①②④に加え、</p> <p>法人その他の団体からの③または⑤法人その他の団体との関係がわかるもの（従業員証など） ※⑤による場合は、①の申請書の備考欄に申請書提出者の住所・氏名・連絡先を記載すること。 ※代理人として申請する場合は、さらに③の提出が必要。</p>	<p>申出者が法人その他の団体の場合で来庁者がその法人その他の団体の従業員（担当者）の場合は、①～③⑤に加え、</p> <p>⑥法人その他の団体からの委任状または代理人選任届など（任意の様式）の原本または⑦法人その他の団体との関係がわかるもの（従業員証など） ※⑦による場合は、①の申出書の備考欄に申出書提出者の住所・氏名・連絡先を記載すること。 ※代理人として申出する場合は、さらに④の提出が必要。</p>	<p>修正申出者が法人その他の団体の場合で来庁者がその法人その他の団体の従業員（担当者）の場合は①～④⑥に加え、</p> <p>⑦法人その他の団体からの委任状または代理人選任届など（任意の様式）の原本または⑧法人その他の団体との関係がわかるもの（従業員証など） ※⑧による場合は、①の修正申出書の備考欄に修正申出書提出者の住所・氏名・連絡先を記載すること。 ※代理人として修正申出する場合は、さらに⑤の提出が必要。</p>
	<p>申出者が森林の土地の所有者又は隣接の森林の土地の所有者から森林の施業もしくは経営の委託を受けた者の場合は、①～③に加え、</p> <p>⑧委託を受けたことを証する書面（森林施業委託契約書、森林経営委託契約書等、所有者本人との契約書）</p>	
	<p>申出者が森林の土地の所有者又は隣接の森林の土地の所有者から森林の施業もしくは経営の委託を受けたのが法人その他の団体で来庁者がその法人その他の団体の代表者の場合は、①～③⑤⑧の提出が必要。</p> <p>来庁者がその法人その他の団体の従業員（担当者）の場合は、①～③⑤と⑥または⑦、⑧の提出が必要。</p>	
	<p>森林組合や林業事業体などの担い手（森林経営計画認定者）が申出する場合は、①②⑤（と⑥または⑦）に加え、</p> <p>⑨森林経営計画認定書の写し</p>	
<p>・②は提示のみ</p> <p>・①、③は原本を提出</p> <p>・④、⑤は写しをとる</p>	<p>・②は提示のみ</p> <p>・①、④、⑥は原本を提出</p> <p>・③、⑤、⑦、⑧、⑨は写しをとる</p>	<p>・②は提示のみ</p> <p>・①、⑤、⑦は原本を提出</p> <p>・③、④、⑥、⑧は写しをとる</p>